

令和5年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

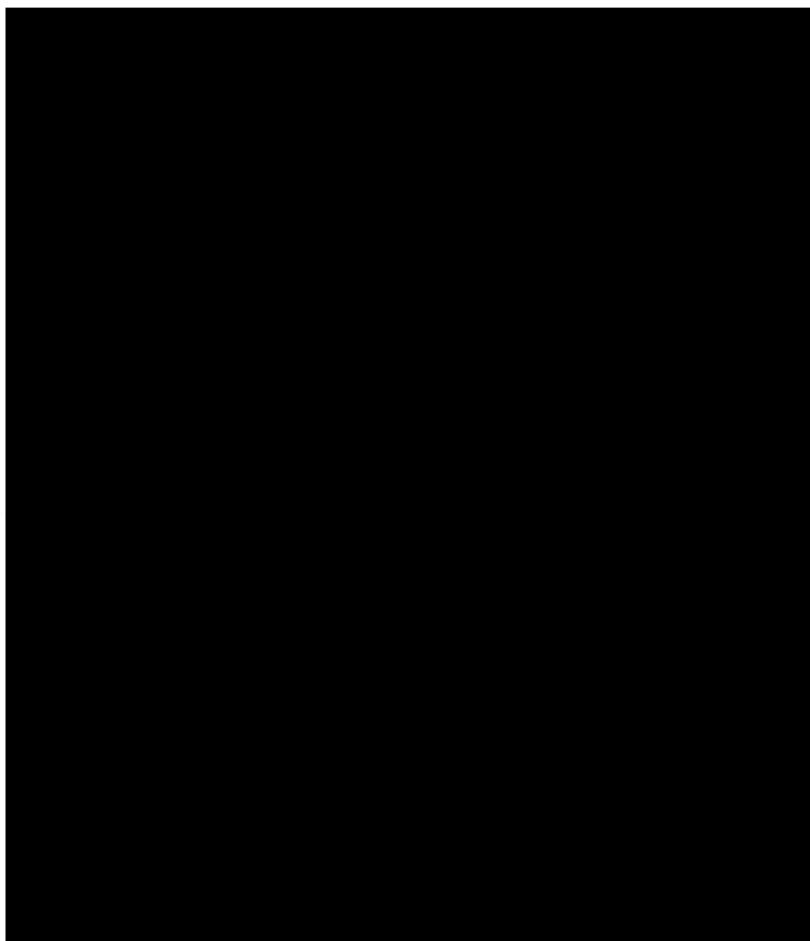
知的財産法

下記の（1）から（26）までの事実を前提として、（問1）から（問7）までの設間に答えよ。

（1）従来から、複数本のロール紙製品を収容する、合成樹脂製フィルムを用いたパッケージ（以下、「従来型ロール製品パッケージ」という）が知られている。

（2）従来型ロール製品パッケージ（その例を下図に示す。図中の番号は無視せよ）には、次のような課題があった。

- ・消費者は、トイレットペーパーやペーパータオルの交換の頻度を減らせる長巻のロール製品を好む傾向がある。
- ・また、消費者は、より柔らかく肌触りのよいロール製品を好む傾向がある。
- ・長巻のロール製品をパッケージすると、ロール製品そのものの触感（例えば、やわらかさ）にかかわらず、パッケージの外からの触感が悪くなり（例えば、硬く感じられる）、店頭で、消費者に選ばれにくくなる。



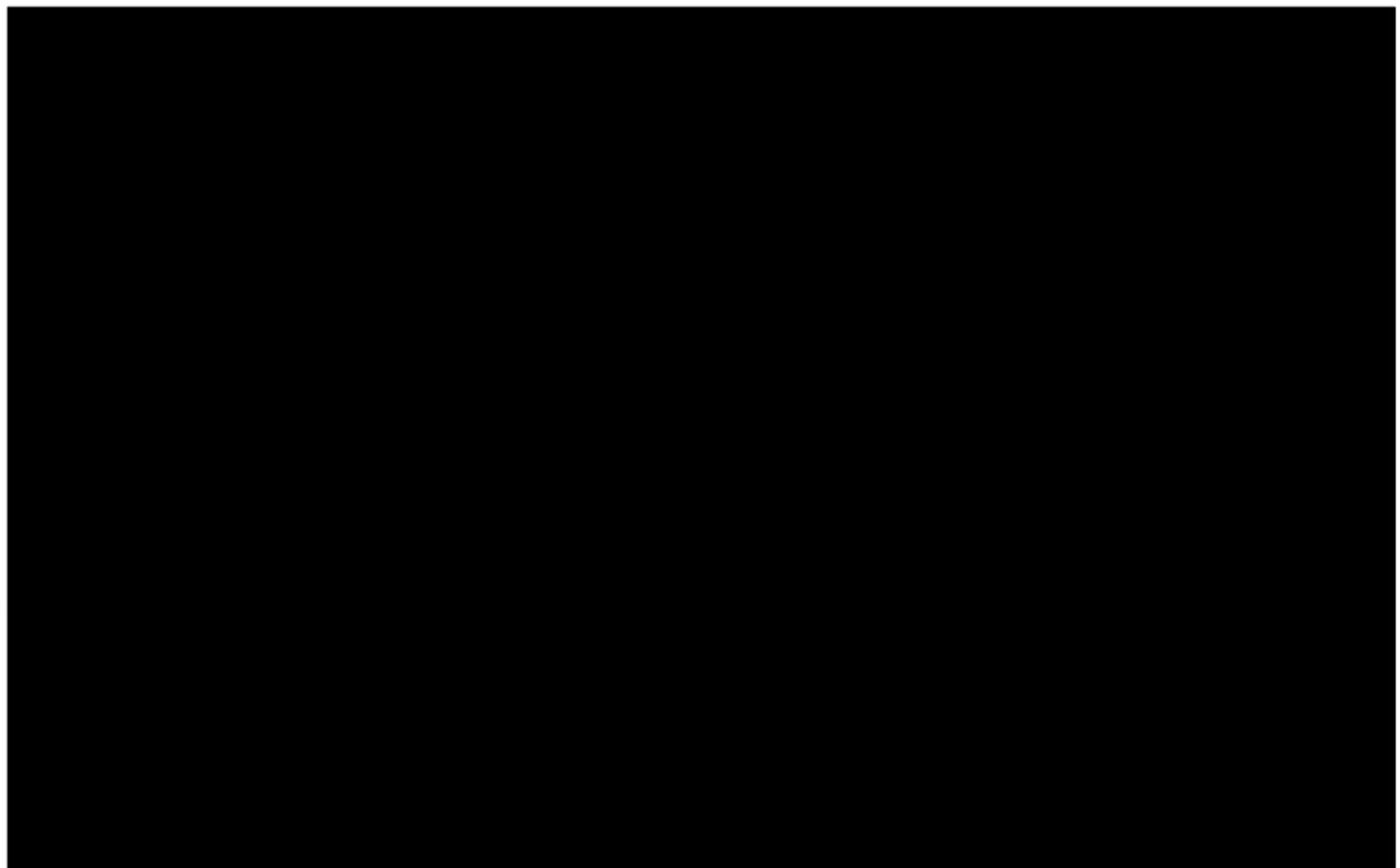
(3) 株式会社 F（本店の所在地は兵庫県神戸市である。以下、「F 社」という）は、家庭用品等の企画、製造、販売等を主たる事業としている。

(4) F 社では、2016 年（訴訟実務では元号が用いられるが、元号をまたぐことによる混乱を避けるため、西暦で表示する。回答も、西暦で表示してよい）の 2 月頃、上記（2）の課題を相当程度解決できるロール製品パッケージを開発することを決定した。

(5) M は、F 社の従業員であり、製品パッケージのデザインを担当している。

(6) M は、F 社内で、上司の指示により、上記（2）の課題を相当程度解決できるロール製品パッケージの開発に着手し、2016 年 10 月初旬に、これを完成した（以下、このロール製品パッケージを、「ロール製品パッケージ F」という）。なお、パッケージされているロール製品は、いわゆるトイレットペーパーである。

(7) 下記は、ロール製品パッケージ F の試作品の写真である。



1

(8) 2016 年 10 月 27 日、F 社は、ロール製品パッケージ F について、日本国特許庁において、発明の名称を「ロール製品パッケージ」として、特許出願（以下、「本特許出願」という）を行った。

(9) 本特許出願の出願番号は、特願 2016-210918 である。

2

(10) 2018年3月6日、本特許出願について、F社は、出願審査の請求（特許法第48条の3第1項）を行った。そこで、本特許出願の審査が行われた（同法第48条の2）。

(11) 2019年2月5日、審査官は、本特許出願について、特許をすべき旨の査定をした。

(12) 2019年2月12日、F社は、登録料を支払った。

(13) 2019年2月22日、本特許出願にかかる発明について、特許権（以下、「本特許権」という）の設定の登録がなされた。特許番号は、特許第6xxx515号である。

(14) 2019年3月13日、特許第6xxx515号について、特許公報（以下、「本特許公報」という）が発行された。

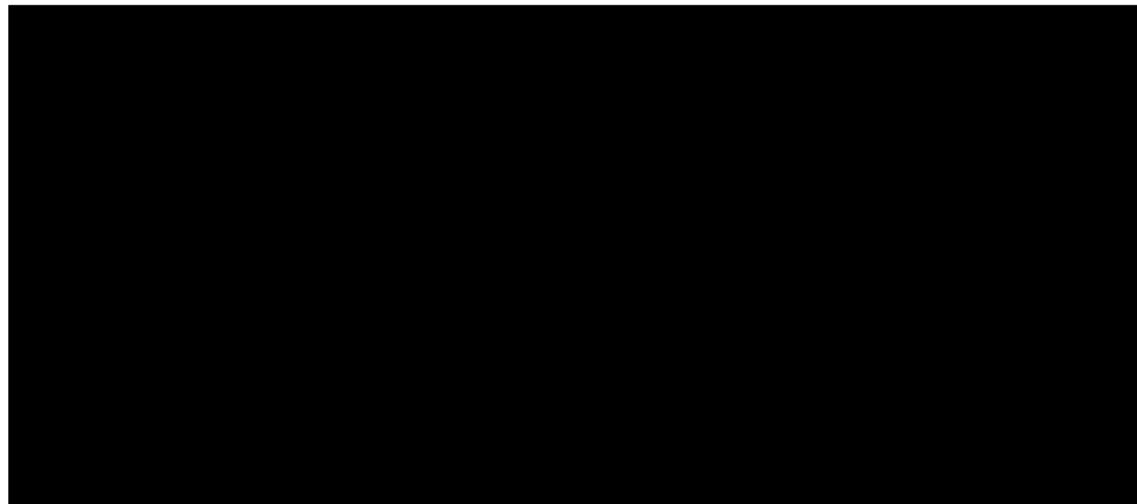
(15) 本特許公報に示された【特許請求の範囲】【請求項1】（これにより特定される発明を、以下、「本発明」という）は、次の通りであった。なお、“2ply”とは、二重巻きのこと。“1ply”とは一重巻きのこと。巻き硬さは、所定の錘（おもり）を載せたときの凹みで測るから、単位がmmとなっている。ここでは、秤量（ひょうりょう）は、薄いもの（フィルム、紙など）の仕様を、1m²あたりの重量であらわすために、用いられている。

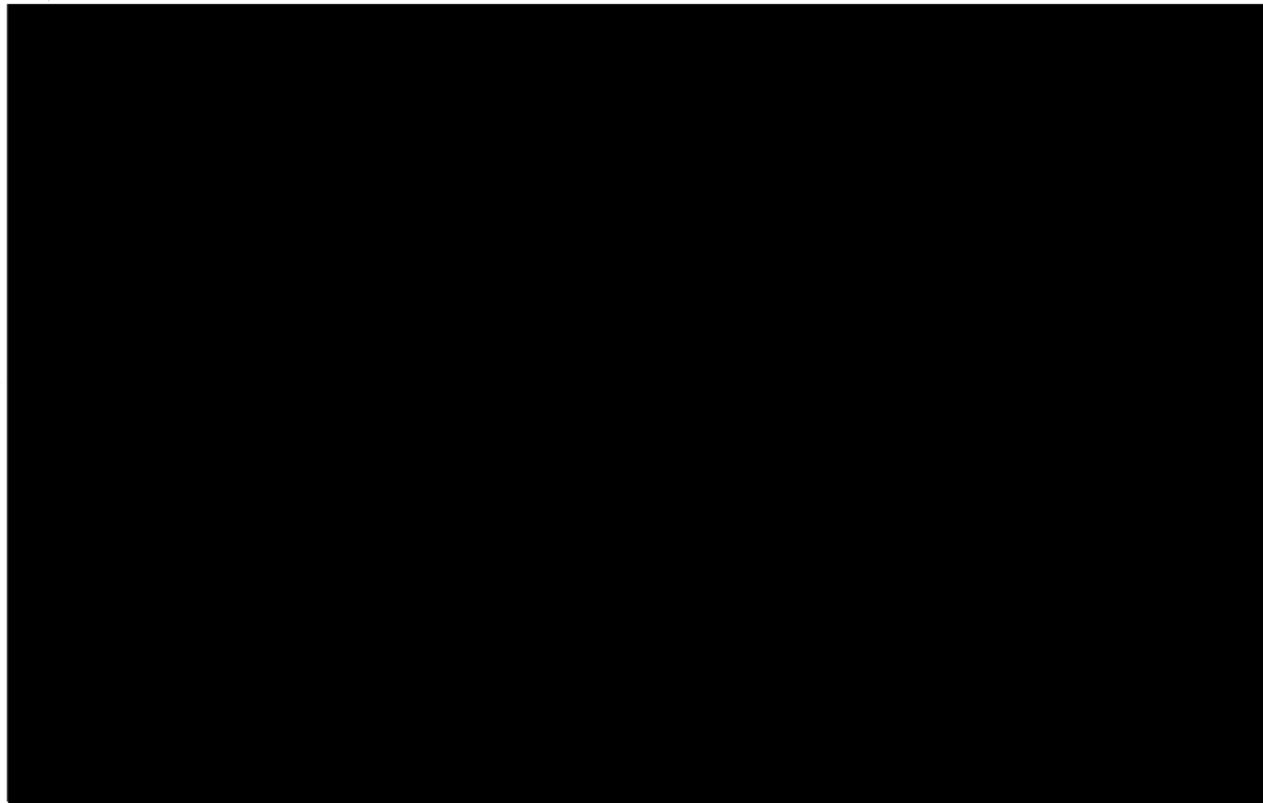
フィルムからなる包装袋に、衛生薄葉紙のシートを巻いたロール製品を複数個収納してなるロール製品パッケージであって、

前記ロール製品が2plyの場合、巻長が65～95m、コアを除く1ロールの質量が200～350g、巻き硬さが1.0～3.0mmであり、前記ロール製品が1plyの場合、巻長が125～185m、コアを除く1ロールの質量が250～430g、巻き硬さが0.5～2.5mmであり、

前記フィルムの秤量が25～45g/m²であるロール製品パッケージ

(16) 下記は、本特許公報に含まれる図である。





(17) 下記は、上記の図に示された番号の説明である。

2, 20 : 包装袋

2m, 20m : ミシン目

4, 40 : 持ち手部

4a, 4b, 40a, 40b : 持ち手部の両端。包装袋のフィルムに接合されている

6 : ロール製品

100, 102 : ロール製品パッケージ

(18) 本特許公報の【発明が解決しようとする課題】には、次のような記載がある。

- ・ トイレットペーパーのようなロール紙製品では、一個のロールの体積を大きくしないまま、従前の2倍ないし3倍の長尺とする、いわゆる長巻のロール製品が増えている。
- ・ 長巻のロール製品は、1個のロール当たりの重量が大きいため、ロール製品を包装したパッケージを消費者が持ち運ぶ際、持ち手部や包装袋の底面に荷重がかかる。
- ・ そこで、パッケージの本体や持ち手部等の強度を確保するために、分厚いフィルムを用いてパッケージを構成することが考えられる。
- ・ ところが、フィルムを分厚くしてパッケージの強度を高くすると、ロール製品を包装した際、ロール製品を締め付ける力が増してロールが潰れやすくなったり、フィルムがゴワゴワしてフィルムの触感が悪くなったりするという問題がある。フィルムの触感が悪いと、消費者は、中のロール製品の触感も悪いものと感じ、購買を躊躇しがちである。
- ・ また、ロールが潰れにくくなるようにロールを固く巻くと、消費者がロールを持ったときに、硬いロールだと感じ、利用を躊躇しがちである。

(19) 本特許公報の【課題を解決するための手段】には、次のような記載がある。なお、 $1\mu\text{m}$ （マイクロメートル）は、100万分の1メートルに相当する。

- ・ 上記課題を解決するため、本発明のロール製品パッケージは、フィルムからなる包装袋に、衛生薄葉紙のシートを巻いたロール製品を複数個収納してなり、前記ロール製品が2plyの場合、巻長が65～95m、コアを除く1ロールの質量が200～350mg、巻き硬さが1.0～3.0mmであり、前記ロール製品が1plyの場合、巻長が125～185m、コアを除く1ロールの質量が250～430g、巻き硬さが0.5～2.5mmであり、前記フィルムの秤量が25～45g/m²である。
- ・ 前記ロール製品の軸方向が上下方向となるように前記包装袋に収納され、前記包装袋の上面を跨いで、持ち手部の両端部がそれぞれ前記包装袋の対向する側面に接合されていることが好ましい。
- ・ 前記包装袋の所定箇所に開封用のミシン目が設けられ、該ミシン目の（カット部/非カット部）の比が、0.3～3.0であることが好ましい。
- ・ 前記持ち手部が厚さ40～130μmのフィルムからなることが好ましい。
- ・ 前記持ち手部を構成する前記フィルムはポリプロピレンを含み、該持ち手部の幅が10～40mmであることが好ましい。
- ・ 前記ロール製品が4個又は6個収納されていることが好ましい。

(20) 株式会社Q（本店の所在地は東京都武蔵野市である。以下、「Q社」という）は、日用雑貨、家庭用品等の輸入、販売等を主たる事業としている。

(21) Q社は、2019年5月頃までに、ロールされたキッチンペーパーの製品を企画し、その製品を消費者向けに販売することを決めた。

(22) Q社は、同年7月25日頃までに、「QRoll」という名称の、2本のロールされたキッチンペーパーをフィルムでパッケージした製品（以下、「Q製品」という）を開発した。

(23) Q製品は、Q社の委託先である中国の企業の、中国内にある工場で製造されている。

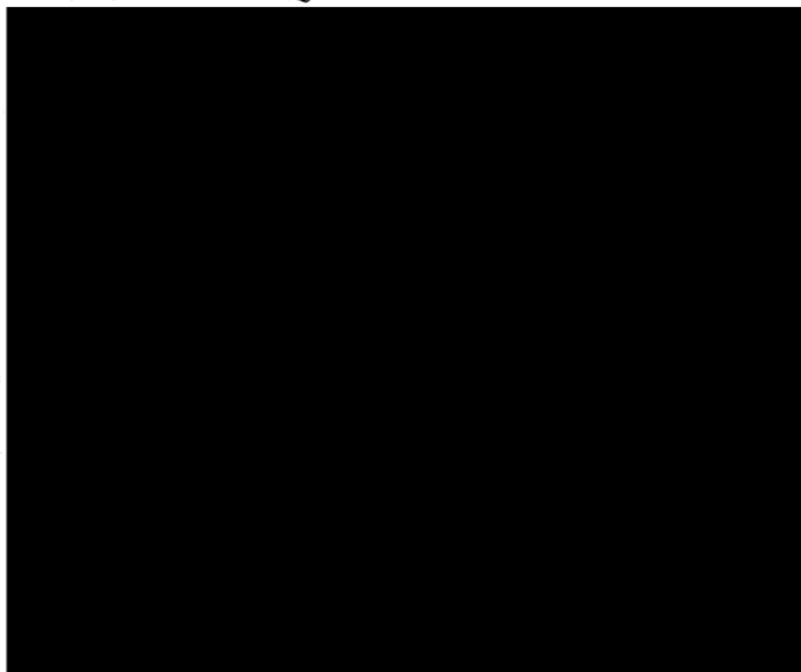
(24) Q社は、Q製品を中国から輸入し、同年10月頃から、現在にいたるまで、日本国内で、販売している。

(25) Q製品の技術的な構造は、下記の通りである。

- (A) フィルムからなる包装袋に、キッチンペーパーを巻いたロール製品を2個収納してなるロール製品パッケージである。
- (B) 前記ロール製品は、1plyである。

- (C) 前記ロール製品は、コア（厚紙等でつくった芯）を持たない。
- (D) 前記ロール製品において、巻長は約150cm、1ロールの質量が約400g、巻き硬さが約2mmである。
- (E) 前記フィルムの秤量は、約30g/m²である。

(26) 下記は、Q製品の写真である。



【設問】

(問 1) 本発明は、「物の発明」、「方法の発明」または「物を生産する方法の発明」のうちのいずれか。(5 点)

(問 2) 本発明の「実施」として考えられる行為を挙げなさい。(5 点)

(問 3) 本発明の発明者は誰であると考えるか。また、本発明については、F 社が特許出願を行なっているが、F 社が当該特許出願を適法に行うことができるためには、F 社内においてどのような手続がなされたと想像するか。さらに、そのように想像する理由も示しなさい。なお、手続を先に書いて理由を後に書いててもよいし、理由を先に書いて手續を後に書いててもよい。(10 点)

(問 4) F 社が本特許権を用いて、Q 製品を市場から排除する目的で、Q 社に対して訴えを起こすものとする。F 社はどのような請求をすることが可能であると考えるか。なお、損害賠償請求、不当利得返還請求、訴訟費用の負担、および、仮執行宣言については触れなくてよい。(20 点)

(問 5) F 社からの (問 6) の請求に対し、Q 社はどのように反論することが可能であると考えるか。(20 点)

(問 6) F 社が、著作権（著作者人格権については、無視してよい）を利用して、Q 製品を市場から排除する目的で、Q 社に対して訴えを起こすものとする。F 社はどのような請求をすることが可能であると考えるか。なお、損害賠償請求、不当利得返還請求、訴訟費用の負担、および、仮執行宣言については触れなくてよい。(20 点)

(問 7) F 社からの (問 1) の請求に対し、Q 社はどのように反論することが可能であると考えるか。(20 点)